

## 友部小学校インターネットガイドライン

- 1 この規定は、友部小学校インターネットの利用について必要な事項を定めるものとする。
- 2 ドメイン名は「tomobee@ed.city.kasama.ibaraki.jp」とする。
- 3 インターネットの管理・運用等に関する事項は、インターネット管理委員会が定める。
- 4 インターネット管理委員会は、学校長・教頭・教務及びコンピュータ教育担当職員を委員として構成する。
- 5 インターネット管理委員会は、学校長を責任者とし、コンピュータ教育主任を実行委員長としてインターネットの管理・運用等にあたる。
- 6 インターネットを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 本校職員
  - 二 本校児童
  - 三 その他インターネット管理委員会が適当と認めた者
- 7 インターネットの利用は、原則として学術研究および教育を目的とするものに限る。ただし、学校の管理・運営及び教職員・児童の福利厚生に資するための利用については認めるものとする。
- 8 インターネットの利用にあたって、次の各号に掲げる行為は禁止する。
  - 一 プライバシー及び著作権等の法令に定める権利の侵害
  - 二 ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
  - 三 他人を詐称する行為
  - 四 営利を目的とした行為
  - 五 その他法令及び社会慣行に反する行為
- 9 利用者がこの規定に違反した場合は、インターネット管理委員会はその利用を停止または禁止することができる。

## 2 サーバ利用に関する規定

- 1 サーバの利用は、原則として研究情報や成果の公開ならびに授業の支援を目的とするものに限る。
- 2 サーバの管理・運用は、インターネット管理委員会より任命された技術担当者が行う。
- 3 サーバ技術担当者は、サーバに対してスーパーユーザーの権限を持つIDおよびパスワードの交付を受けた者とする。
- 4 サーバ技術担当者は、サーバのシステム管理を行う。
- 5 サーバ技術担当者は、ホームページのデータ入力・管理・削除を行う。
- 6 サーバ技術担当者は、ネットワーク接続コンピュータの登録・削除を行う。
- 7 サーバ技術担当者は、利用者の電子メールアドレス発行・削除、メーリングリストの設置・削除、パスワードの入力・管理等を行う。
- 8 サーバ技術担当者は、次の各号に掲げる行為は禁止する。

- 一 ユーザIDの第三者への譲渡, 貸与
- 二 パスワードの第三者への開示
- 三 プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利の侵害
- 四 ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- 五 他人を詐称するような行為
- 六 営利を目的とした行為
- 七 不正な利用またはそれを助ける行為
- 八 計算機資源を不当に占有または浪費する行為
- 九 他者のプログラムやデータ等を独断で改変または破壊する行為
- 十 その他法令および社会慣行に反する行為

### 3 インターネット利用に関する規定

- 1 本校職員は, インターネットを自由に使うことができる。
- 2 本校児童, その他インターネット管理委員会が適当と認めた者がインターネットを利用するときは, 本校職員の監督下で行われなければならない。
- 3 本校児童がインターネットを利用できるコンピュータは, 第1・第2コンピュータ室, 図書室, 放送室前廊下及び本校職員の管理下にあるコンピュータに限る。
- 4 インターネット用のネットワークケーブルは, インターネット管理委員会が管理し, 適当と認めたコンピュータをネットワークに接続する。
- 5 CU-SeeMe などの特別な利用を行うときは, インターネット管理委員会に申請し, 許可を得なければならない。
- 6 利用者がこの規定に違反した場合は, インターネット管理委員会はインターネットの利用を停止または禁止することができる。

### 4 ワールドワイドウェブ(WWW)利用に関する規定

- 1 本校職員は, WWWを自由に利用することができる。
- 2 本校児童, その他インターネット管理委員会が適当と認めた者がWWWを利用するときは, 本校職員の監督下で行われなければならない。
- 3 WWWの利用にあたって, 次の各号に掲げるものは禁止する。
  - 一 プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
  - 二 ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
  - 三 営利を目的としたもの
  - 四 その他法令及び社会慣行に反するもの

- 4 利用者がこの規定に違反した場合は、インターネット管理委員会はWWWの利用を停止または禁止することができる。

## 5 ホームページ作成・公開に関する規定

- 1 友部小学校ホームページは、インターネット管理委員会が管理・運用する。
- 2 友部小学校ホームページのページ構成は、インターネット管理委員会が行う。
- 3 ホームページにおいて一般に公開される各ページは、インターネット管理委員会の承認を得たものに限る。
- 4 ホームページを作成・公開できる者は、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 本校職員
  - 二 本校児童
  - 三 その他インターネット管理委員会が適当と認めた者
- 5 すべてのホームページ(各ページの冒頭等)において、以下の事項を表示しなければならない。
  - ・ 著作権に係わる適切な表示
  - ・ 第三者による複製, 引用, URL公開の可否など, 使用許諾条件の明示
  - ・ 掲示責任者の明示
  - ・ 制作, 改訂の年月日なお、詳細に関しては、共通で利用できるページにリンクを設定することで対応してもよい。
- 6 ホームページの作成にあたって、次の各号に掲げるものは禁止する。
  - 一 プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
  - 二 写真と名前によって、児童が特定できるようなもの  
(鮮明な写真はのせない, 写真の人物にフルネームはつけない)
  - 三 本人または保護者の許可が得られていないもの
  - 四 ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの  
(データが大きすぎて呼び出しに時間がかかるもの)
  - 五 他人を詐称するもの
  - 六 営利を目的としたもの
  - 七 その他法令及び社会慣行に反するもの
- 7 友部小学校のホームページとして適当でないとインターネット管理委員会により判断されるページがあったとき、インターネット管理委員会はこれを削除または改正することができる。

## 6 電子メール利用に関する規定

- 1 メールユーザーID, パスワードはインターネット管理委員会が発行・管理する。
- 2 電子メールを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校職員
  - 二 本校児童
  - 三 その他インターネット管理委員会が適当と認めた者
- 3 児童のユーザーIDはフロッピーディスクで管理し、そのフロッピーディスクはインターネット管理委員により管理される。
- 4 電子メールの利用にあたって、次の各号に掲げるものは禁止する。
- 一 ユーザーIDの第三者への譲渡、貸与
  - 二 パスワードの第三者への開示
  - 三 プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
  - 四 ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
  - 五 他人を詐称するもの
  - 六 営利を目的としたもの
  - 七 その他法令及び社会慣行に反するもの
- 5 利用者がこの規定に違反した場合は、インターネット管理委員会は電子メールの利用を停止または禁止することができる。

## 7 FTP利用に関する規定

- 1 本校職員は、FTPを自由に利用することができる。
- 2 本校児童、その他インターネット管理委員会が適当と認めた者がFTPを利用するときは、本校職員の監督下で行われなければならない。
- 3 FTPの利用にあたって、次の各号に掲げるものは禁止する。
  - 一 プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
  - 二 ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
  - 三 営利を目的としたもの
  - 四 その他法令及び社会慣行に反するもの
- 4 利用者がこの規定に違反した場合は、インターネット管理委員会はFTPの利用を停止または禁止することができる。

## 8 補記

このページの作成にあたって、茨城県笠間市立笠間中学校ホームページに掲載されているインターネットにおけるガイドラインを参考にさせていただきました。

平成18年7月20日より  
平成20年3月28日一部改正